

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第146号

2005年3月16日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会长 横尾裕夫

指名競争入札参加資格者の登録に係るコンピュータ処理について（答申）

2005年3月9日付けで諮問（第147号）された指名競争入札参加資格者の登録に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諒問に至った経過

本市では、インターネットを活用し自宅やオフィスから行政手続を行うことができる電子自治体の取り組みを推進し、市民の利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化及び効率化を進めるため、神奈川県及び県内34市町村（横浜市、川崎市、横須賀市を除く。）と電子自治体共同運営事業を進めている。

この電子自治体共同運営事業において、窓口で行っていた指名競争入札参加資格者登録事務を電子入札システムを利用し運用する予定である。

(2) コンピューター処理をする必要性について

- ① この電子入札システムは工事・委託・物品調達の別を問わず、紙で行っていた指名競争入札参加資格登録申請や入札参加、入札情報の閲覧をインターネットを利用し行うもので、期間内であれば任意の日時に入札参加が可能となり、入札結果、発注見通し、入札公告、資格者名簿及び指名停止等の各情

報もインターネットを通して公表され、事業者だけではなく一般市民も見ることができることから事業者の利便性の向上と契約事務の透明性を確保し、事務の効率化を図ることが可能となることからコンピュータ処理をする必要性がある。

② 電子入札システムの概要

電子入札システムは国土交通省が中心となり開発したコアシステムを採用し、指名競争入札参加資格登録、入札公告、入札参加、入札結果等の受付及び事務処理を行うとともに、これらに係る情報を公表するもの。

事業者の利用に際しては、利用者規約に同意のうえ事業者自身が当該事業者の利用者情報を登録し、登録を行った事業者には利用者IDが交付され、事業者が指定したパスワードと併せてログインすることで、当該システムの利用が可能となるが、電子入札に参加する事業者は民間認証局のIDカード等が必要となる。

なお、指名競争入札参加資格登録は、事業者の利便性の向上と自治体相互の事務の効率化を図るため、電子自治体共同運営事業では申請様式と営業種目分類を統一し、競争入札参加資格申請の共同受付を実施するもの。

③ 電子入札システムで取扱う個人情報について

電子入札システムで取扱う情報は、従来の申請書情報と同一の内容となる。

ア 法人に関する情報であるが、法人の営業担当者の氏名等が個人情報となる。

イ 申請書情報は各自治体ごとにデータベースに格納・管理する。

ウ データベースに格納された申請書情報は、申請先の自治体以外の自治体は参照・修正ができない。

エ 各自治体の担当者は審査等を行う際に担当事務の申請書情報に限りアクセスすることができる。

オ システム利用者は必要に応じ申請・届出の審査状況等をシステムに照会することができる。

カ 競争入札参加資格申請の共同受付は、本人同意を得て一義的に受付先である県と自治体が協定を締結し、取扱い上の責任を明確にする。

(3) システムの安全性について

① ネットワーク

電子申請・届出システムは利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイアウォール)等により十分に確保され、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防ぐ。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、システムのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについて

も暗号化が図られ、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wによるセキュリティ管理が行われる。

② 共同運営センター

共同運営センターの施設要件としてICカードや生体認証による5段階以上のセキュリティゾーニングシステムによる管理及び重要箇所に隣接したドアが同時に開かないインターロック機能や共連れによる入室者を発見できるアンチパスバック機能などの厳格な入退室管理を実施する。

③ 管理基準等

管理基準として「共同運営センターセキュリティポリシー」を策定し、明確な指針及び基準に基づく運用を実施する。また、電子申請・届出等の各システムにおいてもセキュリティポリシーと整合性を図った個別の実施基準を策定し適切な運用を図る。

④ 外部委託

情報資産は各自治体の管理に属することから、各自治体が共同運営センター及びシステムを運営する事業者と直接委託契約を締結し、個別の条例等を遵守した事項を契約書に明記し、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行う。

(4) 実施時期

2006年4月実施予定

ただし、電子入札に向けた指名競争入札参加資格者登録の申請を2005年4月から受け付けるもの。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

実施機関は、電子自治体共同運営事業の推進に伴い電子入札システムの運用を開始することにより、事業者の利便性の向上と行政事務の効率化を図るとともに入札情報をインターネットを通して公表し契約事務の透明性を確保することが可能となることから、コンピュータ処理をする必要性は認められる。

(2) 安全対策

本業務の処理に当たっては、ネットワーク機器及び共同運営センター施設の管理について厳重なセキュリティ対策を講じるとともに、「共同運営センターセキュリティポリシー」を策定し、個別の実施基準を定め処理するため、安全対策上の配慮が施されていると認められる。

以上

